



PS D-AE-第05-001号

JCSAT-110デジタル放送サービス 料金表

第3版
(平成18年3月)

JSAT株式会社

JCSAT-110デジタル放送サービス料金表 目次

通 則		1
	1 料金その他の債務の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 消費税相当額の加算	1
	4 料金の計算方法	1
	5 月額料金の日割	1
	6 端数処理	1
	7 利用開始日による区分	2
	8 料金プランによる区分	2
	9 代行請求	2
第1表	受託放送料	3
第1	A種委託契約に係るもの	3
第2	B種固定型委託契約に係るもの	3
1	B種固定型委託契約の料金	3
1-1	固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料	3
第3	B種選択型委託契約に係るもの	4
1	固定型プランの料金	4
1-1	固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料	4
2	変動型プランの料金	5
2-1	月額基本料の額	5
2-1-1	変動型衛星設備基本料及び変動型地球局設備基本料	5
2-2	視聴加入者数連動料の額	6
2-2-1	甲種連動料	6
2-2-2	乙種連動料	7
第2表	保証金等	8
第1	保証金	8
第2	更新保証金	8
第3	追加保証金	8
第4	再契約保証金	8
第5	再契約継続保証金	8
第3表	解除料	9
第1	利用開始日の前日までの解除料	9
第2	利用開始日以降の解除料	9
附 則		11

通 則

1 料金その他の債務の適用

当社が提供するJCSAT-110デジタル放送サービスの料金その他の債務は、JCSAT-110デジタル放送サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及びこのJCSAT-110デジタル放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。その場合の料金その他の債務は、変更後の料金表によります。

3 消費税相当額の加算

契約約款第57条(受託放送料の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている受託放送料の額は、この料金表に定める料金の額の合算に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

- (1) 当社は、委託契約者が委託契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 前号にかかわらず、当社は、料金表第1表(受託放送料)第3(B種選択型委託契約に係るもの)2(変動型プランの料金)2-2(視聴加入者数連動料の額)の規定に基づく視聴加入者数連動料を四半期ごとに計算します。

5 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日>JCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日>JCSAT-110デジタル放送サービスの利用期間終了日が到来したときまたは委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日>委託契約事項の変更または料金の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
 - エ 契約約款第58条(支払いを要しない料金)第1項から第3項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日にJCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始日が到来し、その日にその委託契約の解除により委託契約が終了したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 利用開始日による区分

- (1) 当社は、JCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始日の到来日に応じて定める区分を次のとおりとします。

区分	利用開始日の到来日
初日	平成14年5月1日まで
初期期間	平成14年5月2日から平成14年6月1日まで
初期期間以降	平成14年6月2日以降

- (2) 当社が契約約款第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項でJCSAT-110デジタル放送サービスを提供するときは、変更実施日を委託契約の利用開始日とみなして、前号のJCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始日による区分の規定を適用します。

8 料金プランによる区分

当社は、第1表(受託放送料)に定める受託放送料のそれぞれに、契約約款第8条(料金プラン)に定める料金プランによる区分を適用します。

9 代行請求

当社は、当社、委託契約者及び委託契約者以外の者との三者間で承諾した場合に限り、委託契約者が契約約款及びこの料金表の規定により支払いを要するJCSAT-110デジタル放送サービスの料金を当該委託契約者以外の者に、当該料金を請求できることとします。その場合には、委託契約者は、その委託契約者以外の者の当社への料金の支払行為に関して一切の責任を負っていただきます。

第1表 受託放送料

第1 A種委託契約に係るもの

一のトランスポンダにつき月額(単位:円)

料金プランの区分	利用開始日による区分	料金の額
固定型プラン	初日	53,737,000
	初期期間	57,903,000
	初期期間以降	62,070,000

第2 B種固定型委託契約に係るもの

1 B種固定型委託契約の料金

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	固定型衛星設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、固定型地球局設備基本料に各チャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考 B種固定型委託契約の固定型プランの料金は、各チャンネルごとに算出し、その合計とします。	

1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

伝送容量係数による区分	利用開始日による区分	固定型衛星設備基本料の額	固定型地球局設備基本料の額
区分1	初日	1,321,000	285,800
	初期期間	1,424,000	
	初期期間以降	1,526,000	
区分2	初日	1,252,000	
	初期期間	1,348,000	
	初期期間以降	1,446,000	
区分3	初日	1,164,000	
	初期期間	1,254,000	
	初期期間以降	1,344,000	
区分4	初日	1,120,000	
	初期期間	1,206,000	
	初期期間以降	1,293,000	

備考

1 伝送容量係数による区分とは、総務大臣がB種固定型委託契約者に認定したスロットの数(以下「認定スロット数」といいます。)による区分とし、各区分は次のとおり適用します。

- (1) 区分1 認定スロット数が12スロット以下
- (2) 区分2 認定スロット数が12スロットを超え24スロット以下
- (3) 区分3 認定スロット数が24スロットを超え36スロット以下
- (4) 区分4 認定スロット数が36スロットを超えるもの

2 利用開始日の区分は、B種固定型委託契約の各チャンネルの利用開始日ごとに適用します。

第3 B種選択型委託契約に係るもの

受託放送料	
固定型プランの料金と変動型プランの料金の合計	
備考	
1 固定型プランの料金とは、B種選択型委託契約で固定型プランを選択したチャンネルごとに料金を算出し、その合計とします。	
2 変動型プランの料金とは、B種選択型委託契約で変動型プランを選択した各チャンネルごとに料金を算出し、その合計とします。	

1 固定型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
固定型プラン	固定型衛星設備基本料に固定型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、固定型地球局設備基本料に固定型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考	
固定型プランの料金は、固定型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。	

1-1 固定型衛星設備使用基本料及び固定型地球局設備使用基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

伝送容量係数による区分	利用開始日による区分	固定型衛星設備基本料の額	固定型地球局設備基本料の額
区分1	初日	1,321,000	285,800
	初期期間	1,424,000	
	初期期間以降	1,526,000	
区分2	初日	1,252,000	
	初期期間	1,348,000	
	初期期間以降	1,446,000	
区分3	初日	1,164,000	
	初期期間	1,254,000	
	初期期間以降	1,344,000	
区分4	初日	1,120,000	
	初期期間	1,206,000	
	初期期間以降	1,293,000	

備考

1 伝送容量係数による区分とは、総務大臣がB種選択型委託契約者に認定したスロットの数(以下「認定スロット数」といいます。)による区分とし、各区分は次のとおり適用します。

- (1) 区分1 認定スロット数が12スロット以下
- (2) 区分2 認定スロット数が12スロットを超え24スロット以下
- (3) 区分3 認定スロット数が24スロットを超え36スロット以下
- (4) 区分4 認定スロット数が36スロットを超えるもの

2 利用開始日の区分は、各チャンネルの利用開始日ごとに適用します。

2 変動型プランの料金

料金プランの区分	料金の額
変動型プラン	月額基本料と視聴加入者数連動料の合計
備考 B種選択型委託契約者は、平成16年3月31日までの期間、視聴加入者連動料の支払いを要しません。	

2-1 月額基本料の額

月額基本料の額
変動型衛星設備基本料に変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額と、変動型地球局設備基本料に変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額の合計
備考 月額基本料は、変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-1-1 変動型衛星設備基本料及び変動型地球局設備基本料

1伝送容量係数あたり月額(単位:円)

期間の区分	利用開始日による区分	変動型衛星設備基本料の額	変動型地球局設備基本料の額
平成16年3月31日までの期間	初日	435,000	285,800
	初期期間	522,000	
	初期期間以降	609,000	
平成16年度	初日	475,000	
	初期期間	554,000	
	初期期間以降	633,000	
平成17年度	初日	514,000	
	初期期間	585,000	
	初期期間以降	656,000	
平成18年度	初日	554,000	
	初期期間	617,000	
	初期期間以降	680,000	
平成19年度	初日	593,000	
	初期期間	649,000	
	初期期間以降	704,000	
平成20年度	初日	633,000	
	初期期間	680,000	
	初期期間以降	727,000	
平成21年度	初日	672,000	
	初期期間	712,000	
	初期期間以降	751,000	
平成22年度	初日	712,000	
	初期期間	743,000	

	初期期間以降	775,000
平成23年度	初日	751,000
	初期期間	775,000
	初期期間以降	798,000
平成24年度	初日	791,000
	初期期間	806,000
	初期期間以降	822,000
平成25年度	初日	830,000
	初期期間	838,000
	初期期間以降	846,000
平成26年度 以降	初日	869,000
	初期期間	
	初期期間以降	
備考		
1 期間の各区分の暦年度は4月1日から翌年3月31日までとします。		
2 伝送容量係数は変動型プランを選択したチャンネルの伝送容量係数とします。		

2-2 視聴加入者数連動料の額

四半期あたり

視聴加入者数連動料の額	
甲種連動料と乙種連動料の合計の額から月額基本料合計額を減じた額	
備考	
1 視聴加入者数連動料は、B種選択型委託契約のうち変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。	
2 月額基本料合計額は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までの各月額基本料の合計額とします。	
3 視聴加入者数連動料の算出の額が0円未満となる場合は、0円として取り扱います。	
4 視聴加入者数連動料の算出期間が3か月未満となる場合の甲種連動料及び乙種連動料の算出について、1か月未満の期間部分の甲種連動料及び乙種連動料の算出にあたっては料金表通則5(月額料金の日割)の規定を準用します。	

2-2-1 甲種連動料

1チャンネルあたり(単位:円)

甲種連動料の額	
甲種単位料の額に甲種視聴加入者数及び変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額	
備考	
甲種連動料は、変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。	

2-2-1-1 甲種単位料

(単位:円)

甲種視聴加入者数の区分	甲種単位料の額
1,000,000までの部分	0.80
1,000,000を超え2,000,000までの部分	0.70
2,000,000を超え3,000,000までの部分	0.50
3,000,000を超え4,000,000までの部分	0.40
4,000,000を超え5,000,000までの部分	0.30

備考

1 甲種視聴加入者数は、次のア、イの合計とします。
 ア 当社が別に指定する視聴者管理業務代行会社(当該業務についてB種選択型委託契約者と契約し、当該チャンネルの視聴者管理業務の委託を受けた法人に限り、)が公表するJCSAT-110デジタル放送サービスの個人契約者(視聴者管理業務代行会社と受信契約を締結した個人の放送受信者をいいます。)と有線テレビジョン放送事業者または電気通信役務利用放送事業者(以下「CATV事業者等」といいます。)が行うパススルーにより視聴する個人契約者の総数を合わせたもの。
 イ ア以外に法人契約者(法人の放送受信者をいいます。)が当該チャンネルの受信契約を締結する場合の受信端末数の総数

2 当社は、甲種視聴加入者数が5,000,000を超えるときは、甲種視聴加入者数を5,000,000として取り扱います。

2-2-2 乙種連動料

1チャンネルあたり(単位:円)

乙種連動料の額
乙種単位料の額に乙種視聴加入者数及び変動型プランのチャンネルの伝送容量係数を乗じた額

備考

乙種連動料は、変動型プランを選択したチャンネルごとに算出し、その合計とします。

2-2-2-1 乙種単位料

(単位:円)

乙種視聴加入者数の区分	乙種単位料の額
5,000,000までの部分	0.15

備考

1 乙種視聴加入者数は、B種選択型委託契約者もしくはB種選択型委託契約者に当該チャンネルの放送番組を供給する事業者が当該チャンネルの同時再送信を同意したCATV事業者等の放送施設の当該チャンネルの視聴可能世帯数(有料放送のチャンネルについては当該CATV事業者等の当該チャンネル有料放送視聴契約者数、無料放送の放送番組については当該CATV事業者等の放送施設の視聴加入世帯数)とします。

2 前項の規定に拘らず、CATV事業者等が行うパススルーにより視聴する個人契約者数は、含まないこととします。

3 当社は、乙種視聴加入者数が5,000,000を超えるときは、乙種視聴加入者数を5,000,000として取り扱います。

第2表 保証金等

第1 保証金

料金プランの区分	保証金の額
固定型プラン	利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
変動型プラン	平成26年度の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額

第2 更新保証金

料金プランの区分	更新保証金の額
固定型プラン	更新する委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
変動型プラン	平成26年度の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額

第3 追加保証金

料金プランの区分	追加保証金の額
固定型プラン	増加する伝送容量係数または追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、B種委託契約の利用期間終了日が属する月の受託放送料の3か月分相当額
変動型プラン	増加する伝送容量係数または追加するチャンネルの伝送容量係数相当について、平成26年度の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)の3か月分相当額

第4 再契約保証金

料金プランの区分	追加保証金の額
固定型プラン	再利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額
変動型プラン	平成26年度の受託放送料(視聴加入者数連動料を除きます。)3か月分相当額

第5 再契約継続保証金

料金プランの区分	追加保証金の額
固定型プラン	延長した利用期間の利用期間終了日が属する月の受託放送料3か月分相当額

第3表 解除料

第1 利用開始日の前日までの解除料

区 分	解除料の額
1 契約約款第50条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約者が委託契約を解除するときの委託契約解除日(以下「委託契約解除日」といいます。)または契約約款第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更するときの変更実施日(以下「委託契約種別変更実施日」といいます。)が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	JCSAT-110デジタル放送サービスの3か月分料金相当額
2 委託契約解除日または委託契約種別変更実施日が、利用開始予定日の6か月前の日の翌日からJCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始日の前日までの日のとき。	JCSAT-110デジタル放送サービスの6か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、JCSAT-110デジタル放送サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金(視聴加入者数連動料を除きます。)の月額とします。	

第2 利用開始日以降の解除料

区 分	解除料の額
A種委託契約または B種固定型委託契約	委託契約解除日、契約約款第51条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日、または委託契約種別変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき 委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき
B種選択型委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき

委託契約の解除等の日の翌日から委託放送業務認定廃止日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に委託放送業務認定廃止日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額を合算した額。ただし、委託契約の解除等の日の翌日から委託放送業務認定廃止日までの期間が2ヶ月を超えるときは、委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。

委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。

次の第 号と第 号の合計に0.5を乗じた額とします。
固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払べきこととなる月額基本料相当額に0.1を乗じた額。
変動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から委託

		放送業務認定廃止日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該変動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払われるべき料金の額から当該変動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額の合計。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額(変動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成14年4月26日より実施します。

(平成12年12月に総務大臣に認定された委託放送事業者に関する措置)

第2条 平成12年12月に総務大臣に当社に放送を委託することを認定された委託放送事業者(以下「事前事業者」といいます。)の料金の適用を本条以下に定めます。なお、本条以下に定めがないものについては、この料金表の規定によります。

(利用開始日による区分の適用に係る措置)

第3条 当社は、契約約款附則第5条(利用開始予定日に係る措置)の規定に基づく措置を受けた事前事業者の利用開始日の区分は、その利用開始予定日に拘わらず通則7(利用開始日による区分)の初日を適用します。

(解除料に係る措置)

第4条 委託契約者が支払うべき解除料の額は、利用開始日以降事前事業者が保証金を支払うまでの期間は、第3表(解除料)の規定に拘わらず次のとおりとします。

区 分		解除料の額
A種委託契約または B種固定型委託契約	委託契約解除日、契約約款第51条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき当社が委託契約を解除するときの委託契約の解除の日、または委託契約種別変更実施日(以下「委託契約の解除等の日」といいます。)が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から3ヶ月間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなして場合において支払われるべき料金相当額とします。
	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額とします。
B種選択型委託契約	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月以上前の日のとき	次の第 号と第 号の合計します。 固定型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から利用期間終了日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額。 変動型プランのチャンネル部分については、委託契約の解除等の日の翌日から委託放送業務認定廃止日までの期間JCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき月額基本料相当額に0.1を乗じた額と、当該変動型プランのチャンネルが利用開始日以降委託契約解除等の日までの固定型プランを選択したとみなした場合に支払うべき料金の額から当該変動型料金プランのチャンネルについて利用開始日以降委託契約の解除等の日までの期間実際に支払われた料金を減じた額の合計。

	委託契約の解除等の日が利用期間終了日の6か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	委託契約の解除等の日から利用期間終了日まで継続して委託契約に係るJCSAT-110デジタル放送サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額(変動型プランのチャンネル部分については月額基本料相当額)。
--	---	--

附 則

(実施期日)

この改定料金は、平成14年6月28日より実施します。

(実施期日)

この改定料金は、平成18年3月31日より実施します。

資料名 JCSAT-110デジタル放送サービス料金表 第3版

資料番号PSD-AE-第05-001号

平成 14年 4月 26日 第1版
平成 14年 6月 28日 第2版
平成 18年 3月 31日 第3版

J S A T 株 式 会 社
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4
T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0
(営 業 本 部 代 表)

(不許複製、禁転載)

